

全日本医師柔道連盟会則 Ver1.3

(名 称)

第1条 本会は、全日本医師柔道連盟と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を、講道館ビルクリニック（〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-30 講道館本館6階）内へ置く

(目的及び組織)

第3条 本会は、柔道を愛好する医師の親睦を図るとともに医学的見地より柔道の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全日本医師柔道優勝大会の開催
- (2) 総会開催（年1回）
- (3) 公益財団法人全日本柔道連盟医科学委員会への協力
- (4) その他、医学的見地より柔道の発展に貢献するための事業

(会 員)

第5条 柔道を愛好する医師

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名、	副会長	若干名
会計	1 名、	幹事	若干名
監事	若干名		

(役員を選出)

第7条 会長・副会長・会計・幹事・監事は、総会において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

4 監事は、本会の活動および会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第11条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金・参加費その他の収入をもってあてる。

2 会費は、会員ごとに年額3,000円とする。

3 顧問からは会費を徴収しない。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第13条 この会則は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(その他)

第14条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

1 本会則は、令和元年年5月13日より施行する。

2 本会の役員は次の会員とする。

会長 大江裕一郎

副会長 金淵一雄、生駒久視

会計 小川明男

幹事 柵山尚紀、井汲 彰、木田将量、鷹取直希

監事 松浦直子、早川直和

3 本会の顧問は以下とする。

自見はなこ、森本秀男、榎 義治、室田 直、二村雄次、永廣信治、

秋丸琥甫、新原勇三